

管理 No.

H033

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康医療部保健所 保健衛生課

(生活衛生係 /内線: 93-8395)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	旅館業営業の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号)
	根拠規定条項	第 3 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号) 旅館業法施行令(昭和 32 年政令第 152 号) 旅館業法施行規則(昭和 23 年厚生労働省令第 28 号) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例(平成 15 年奈良市条例第 12 号) 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則(平成 14 年奈良市規則第 12 号)
	基準規定条項	法律 第 3 条第 2 項から第 4 項、第 6 項 施行令 第 1 条、第 2 条 施行規則 第 4 条の 3、第 5 条 条例 第 2 条から第 8 条、第 11 条から第 14 条 規則 第 10 条、第 11 条
	審査基準	旅館業の営業許可に係る審査基準は、基準法令、その他要領等の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から 14 日間	
本票の作成日	令和 2 年 2 月 20 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【根拠法令】</p> <p>旅館業法</p> <p>第三条 略</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に従反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)</p> <p>六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があつるもの</p> <p>八 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)</p> <p>三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの</p> <p>4 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。))については、当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をい</p>

う。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十第二項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 略

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

旅館業法施行令

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 一客室の床面積は、七平方メートル(寝台を置く客室にあつては、九平方メートル)以上であること。
- 二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。
- 八 その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。
- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
- 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
 - 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

旅館業法施行規則

第四条の三 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

第五条 令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設: 令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準

前項第四号に掲げる施設: 令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状况、地理的状况等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例

第2条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる要件を備えた玄関帳場その他これに類する設備(次項第1号において「玄関帳場等」という。)が設けられていること。

ア 事務を行うのに適した広さを有すること。

イ 玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)の全てが必ず通過する場所に設けられていること。

ウ 宿泊者等と直接面接できる構造であること。

(2) 共同用の浴室又はシャワー室が設けられているときは、次の要件を満たすものであること。

ア 男子用及び女子用の区分があること。

イ 外部から見通されない構造であること。

ウ 男子用及び女子用のものが隣接して設けられているときは、相互に見通すことができない構造であること。

エ 男子用及び女子用の脱衣室が設けられていること。

(3) 共同用の洗面設備が共同用の便所と隣接して設けられているときは、その便所とは、扉等で区画されていること。

(4) 寝具類は、宿泊者の定員に応じて十分な数を保有していること。

2 次に掲げる要件を備えた令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものが設けられている場合は、前項第1号に掲げる基準によらないことができる。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備基準)

第3条 令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設の規模に応じた玄関帳場その他これに類する設備(アにおいて「玄関帳場等」という。)が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を満たしているときは、この限りでない。

ア 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

イ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、前条第1項第2号(ア及びエを除く。)から第4号までに掲げる基準に適合するものであること。

(付加基準)

第4条 別表に掲げる地域内においては、令第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準又は同条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、第1条第1項各号又は前条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 施設の外壁、屋根、広告物その他外観は、周囲の善良な風俗を害することがないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものであること。

(2) 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

(3) ロビー又は玄関広間が設けられている場合は、玄関帳場に接続していること。

(4) 浴室又はシャワー室は、壁等で区画され、これらの内部が当該浴室又はシャワー室の外から見通すことができない構造であること。

(5) 動力により振動し、又は回転するベッド、横がしている人の姿態を映すために設けられた鏡(以下「特定用途鏡」という。)で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面

積の合計が1平方メートル以上のもの(天井、壁、仕切り、ついでその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。)その他専ら異性を同伴する宿泊者等の性的好奇心に応ずるための設備が設けられていないこと。

(下宿営業の施設の構造設備基準)

第5条 令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝具類は、適当な数を有すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第2号(ア及びエを除く。)及び第3号に掲げる基準に適合するものであること。

(構造設備基準の特例)

第6条 季節的状况、地理的状况その他特別の事情により第2条から前条までに定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの基準によらないことができる。

(清純な施設環境を保持すべき施設等)

第7条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設並びにこれらと同一の目的を有する施設で国又は地方公共団体が設置するもの
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章(第42条を除く。)に規定する公民館
- (4) 青年の家、少年自然の家、青少年野外活動センターその他の青少年教育施設で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (5) 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの
- (6) 前各号に掲げる施設以外の施設で、市長が指定するもの

2 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号以外の施設で、当該施設について監督庁があるもの 当該監督庁
- (4) 前3号以外の施設 市長

(衛生措置の基準)

第8条 法第4条第2項の規定による営業者が講じなければならない宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業の施設及びその周囲は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 旅館業の施設におけるねずみ、昆虫等の防除は、6月以内ごとに1回、定期的に行い、その実施記録を2年以上保存すること。
- (3) 給水設備は、定期的に点検し、及び保守し、貯水槽については、1年以内ごとに1回、定期的に清掃し、その実施記録を2年以上保存すること。

(4) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置(以下「給水装置」という。)以外に給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、規則で定めるところにより検査を行い、人の飲用に適する水を供給するとともに当該検査の記録を2年以上保存すること。

(5) 換気設備及び照明設備は、定期的に点検し、及び保守し、常にこれらの設備のそれぞれ適正な換気能力及び照度を維持すること。

(6) 客室には、次に掲げる客室の区分に応じ、それぞれに定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業の客室

(ア) (イ)以外の客室にあつては、床面積3.2平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積2.4平方メートルにつき1人とすることができる。

(イ) 寝台を置く客室にあつては、床面積4.5平方メートルにつき1人。ただし、団体の宿泊者を宿泊させる場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、床面積3平方メートルにつき1人とすることができる。

イ 簡易宿所営業の客室

(ア) 宿泊者の数を10人未満として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積3.3平方メートルにつき1人

(イ) 宿泊者の数を10人以上として法第3条第1項の許可の申請がなされた施設にあつては、床面積(階層式寝台を置く場所の床面積を除く。)2.4平方メートルにつき1人。ただし、階層式寝台を設ける場合は、当該寝台の階層ごとに床板の面積1.6平方メートルにつき1人とする。

ウ 下宿営業の客室にあつては、床面積5平方メートルにつき1人

(7) 入浴設備については、次のとおり措置すること。

ア イ以外のもの

(ア) 浴室の給湯栓及び給水栓の湯水は、十分に供給すること。

(イ) 浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。)は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。給水装置により供給される水以外の水を使用した原湯(原湯(浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。))の原料に用いる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。)、原湯、上がり用水(洗い場に備え付けられた給水栓及びシャワーから供給される水をいう。以下同じ。)及び上がり用湯(洗い場に備え付けられた給湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。以下同じ。)についても、また、同様とする。

(ウ) 原湯を貯留する貯湯槽(以下「貯湯槽」という。)内の温水の温度は、規則で定める温度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の温水を消毒する場合は、この限りでない。

(エ) 貯湯槽の生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じ生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。

(オ) 浴槽水は、原湯又はろ過した湯水を十分に供給することにより清浄に保つこと。

(カ) 毎日(ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上)浴槽水を完全に換水するとともに、浴槽を清掃すること。

(キ) ろ過器を使用している浴槽にあつては、次に掲げる措置を講じること。

a ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄(湯水を逆流させることによりろ過器のろ材その他の部分の汚れを排出させることをいう。以下同じ。)を十分に行うこと。この場合において、逆洗浄を行っても当

- 該ろ過器のろ材の汚れを十分に排出することができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。
- b ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、1週間に1回以上生物膜を除去するために清掃し、及び消毒すること。
- (ク) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒し、当該浴槽水内の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、及び規則で定める基準により管理するとともに、当該測定の結果を測定の日から3年間保存すること。ただし、湯水の性質その他の条件により当該消毒を行うことができない場合又は適切でない場合であって、当該消毒に代わる適切な消毒その他の措置を講じるときは、この限りでない。
- (ケ) ろ過器を使用している浴槽にあつては、(ク)本文の塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入し、又は投入すること。
- (コ) 消毒装置を設置している場合は、維持管理を適切に行うこと。
- (サ) 集毛器は、毎日清掃すること。
- (シ) 調整箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る温水の温度を調整するために設ける箱をいう。)は、定期的に清掃すること。
- (ス) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (セ) 回収槽(浴槽の外にあふれ出た浴槽水を回収し、貯留する槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴用に使用しないこと。ただし、回収槽を頻繁に清掃し、及び消毒するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽内の湯水を塩素系薬剤等により消毒する場合は、この限りでない。
- (ソ) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は、使用しないこと。
- (タ) ろ過器を使用している浴槽にあつては、打たせ湯及びシャワーに浴槽水を使用しないこと。
- (チ) 屋外の浴槽水は、屋内の浴槽水に混じることのないようにすること。
- イ 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの
- (ア) ア(ア)、(エ)、(キ)及び(コ)から(シ)までに掲げる事項
- (イ) 給水装置により供給される水以外の水を使用した原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯は、規則で定める基準に適合するように水質を管理すること。
- (ウ) (イ)の基準に適合していることを確認するため、1年に1回以上検査を行い、及び当該検査の結果を検査の日から3年間保存するとともに、(イ)の基準に適合していない場合は、直ちにその旨を市長に届け出ること。
- (エ) ア(ウ)及び(セ)から(チ)までに掲げる事項
- (8) 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- (9) 便所は、臭気の防除を行い、その手洗い設備には、衛生上支障がないよう石けん等を備えておくこと。
- (10) 寝具等については、次のとおり措置すること。
- ア 布団、毛布、枕等は、清潔な敷布、カバー等で覆うこと。
- イ 浴衣、敷布、カバー等直接人に接触するものは、宿泊者ごとに洗濯したものと取り替えること。
- ウ その他適切に洗濯、管理等を行うこと。
- (11) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。
- (12) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆に

まん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保)

第11条 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対し、旅館業の施設の設備の使用方法に関する外国語を用いた案内、移動のための交通手段に関する外国語を用いた情報提供その他の外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置であって規則で定めるものを講じなければならない。

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第12条 営業者は、規則で定めるところにより、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものについて説明しなければならない。

2 営業者は、外国人観光旅客である宿泊者に対しては、外国語を用いて前項の規定による説明をしなければならない。

(苦情等への対応)

第13条 営業者は、旅館業の施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(旅館業の業務を適切に実施するための体制整備)

第14条 営業者は、法第6条第1項及び前2条に規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、旅館業の業務を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

(1) 法第6条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び第12条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

(2) 前条の苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第10条 条例第11条の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 外国語を用いて、旅館業の施設の設備の使用方法に関する案内をすること。

(2) 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。

(3) 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために市長が必要と認める措置

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第11条 条例第12条第1項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 条例第12条第1項の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 騒音の防止のために配慮すべき事項

(2) ごみの処理に関し配慮すべき事項

(3) 火災の防止のために配慮すべき事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し市

	長が必要と認める事項
--	------------